

# 大分県地域防災計画

(地震・津波対策編)

令和元年 8 月

大分県防災会議

## 目 次

<b>第1部 総 則</b> .....	<b>- 1 -</b>
第1章 計画の目的.....	- 2 -
第1節 計画の目的.....	- 3 -
第2節 計画の性格と内容.....	- 3 -
第3節 計画の理念.....	- 3 -
第4節 計画の位置づけ.....	- 5 -
第5節 計画の修正.....	- 6 -
第6節 計画の周知.....	- 6 -
第2章 大分県の地勢.....	- 8 -
第1節 地形及び地質.....	- 9 -
第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方.....	- 12 -
第3章 大分県における地震・津波の特性.....	- 15 -
第1節 地域ごとの特性.....	- 16 -
第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性.....	- 19 -
第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波.....	- 21 -
第4章 地震・津波の想定.....	- 26 -
第1節 地震・津波想定.....	- 27 -
第2節 被害想定.....	- 32 -
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	- 44 -
<b>第2部 災害予防</b> .....	<b>- 51 -</b>
第1章 災害予防の基本方針等.....	- 52 -
第1節 災害予防の基本的な考え方.....	- 53 -
第2節 災害予防の体系.....	- 55 -
第2章 災害に強いまちづくり.....	- 56 -
第1節 被害の未然防止事業.....	- 58 -

第2節	災害危険区域等の対策	- 62-
第3節	防災施設の災害予防管理	- 62-
第4節	都市・地域の防災環境整備	- 63-
第5節	建築物等の安全性の確保	- 65-
第6節	公共施設等の災害予防	- 66-
第7節	特殊災害の予防	- 72-
第8節	地震防災緊急事業5箇年計画の推進	- 75-
第9節	防災調査研究の推進	- 75-
第10節	社会資本の老朽化対策	- 76-
第3章	災害に強い人づくり	- 77-
第1節	自主防災組織	- 80-
第2節	防災訓練	- 84-
第3節	防災教育	- 97-
第4節	消防団・ボランティアの育成、強化	-102-
第5節	要配慮者の安全確保	-104-
第6節	帰宅困難者の安全確保	-109-
第7節	県民運動の展開	-110-
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	-111-
第1節	初動体制の強化	-114-
第2節	活動体制の確立	-119-
第3節	津波からの避難に関する事前の対策	-126-
第4節	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	-129-
第5節	救助物資の備蓄	-133-
第5章	その他の災害予防	-134-
第1節	災害対策基金の確保	-135-
<b>第3部</b>	<b>災害応急対策</b>	<b>-136-</b>
第1章	災害応急対策の基本方針等	-137-
第1節	災害応急対策の基本方針	-138-
第2節	県民に期待する行動	-139-
第3節	災害応急対策の体系	-141-
第2章	活動体制の確立	-142-

第1節	組織	-143-
第2節	動員配備	-166-
第3節	通信連絡手段の確保	-174-
第4節	気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達	-177-
第5節	災害情報・被害情報の収集・伝達	-195-
第6節	災害救助法の適用及び運用	-204-
第7節	市町村への支援	-211-
第8節	広域的な応援要請	-214-
第9節	防災ヘリコプターの運用体制の確立	-218-
第10節	自衛隊の災害派遣体制の確立	-221-
第11節	他機関に対する応援要請	-229-
第12節	技術者、技能者及び労働者の確保	-231-
第13節	ボランティアとの連携	-234-
第14節	帰宅困難者対策	-236-
第15節	応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	-237-
第16節	交通確保・輸送対策	-239-
第17節	広報活動・災害記録活動	-250-
第3章	生命・財産への被害を最小限とするための活動	-254-
第1節	地震・津波に関する情報の住民への伝達等	-255-
第2節	地震・津波に関する避難の勧告・指示等及び誘導	-261-
第3節	津波からの避難	-266-
第4節	救出救助	-270-
第5節	救急医療活動	-274-
第6節	消防活動	-282-
第7節	二次災害の防止活動	-284-
第4章	被災者の保護・救護のための活動	-287-
第1節	避難所運営活動	-288-
第2節	避難所外被災者の支援	-293-
第3節	食料供給	-295-
第4節	給水	-299-
第5節	被服寝具その他生活必需品給与	-302-
第6節	医療活動	-306-
第7節	保健衛生活動	-308-
第8節	廃棄物処理	-311-

第9節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	-312-
第10節	住宅の供給確保等	-315-
第11節	文教対策	-320-
第12節	社会秩序の維持・物価の安定等	-325-
第13節	義援物資の取扱い	-327-
第14節	被災動物対策	-328-
第5章	社会基盤の応急対策	-329-
第1節	電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策	-330-
第2節	道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道の応急対策	-331-
<b>第4部</b>	<b>災害復旧・復興</b>	<b>-332-</b>
第1章	災害復旧・復興の基本方針	-333-
第2章	公共土木施設等の災害復旧	-335-
第3章	被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	-337-
第4章	被災者支援に関する各種制度の概要	-340-
第1節	経済・生活面の支援	-341-
第2節	住まいの確保・再建のための支援	-351-
第3節	農林漁業・中小企業・自営業への支援	-361-
第5章	激甚災害の指定	-366-
第1節	激甚災害指定の手続	-367-
第2節	特別財政援助	-372-
<b>第5部</b>	<b>南海トラフ地震防災対策推進計画</b>	<b>-374-</b>
第1章	総則	-375-
第1節	推進計画の目的	-376-
第2節	地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域	-376-
第3節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 又は業務の大綱	-376-

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助 .....	-377-
第1節 津波からの防護のための施設の整備等 .....	-378-
第2節 津波に関する情報の伝達等 .....	-378-
第3節 津波対策等 .....	-379-
第4節 消防機関等の活動 .....	-379-
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応 .....	-379-
第6節 交通対策 .....	-380-
第7節 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策 .....	-381-
第8節 迅速な救助 .....	-382-
第3章 関係者との連携協力の確保 .....	-383-
第1節 資機材、人員等の配備手配 .....	-384-
第2節 他機関に対する応援要請 .....	-384-
第3節 帰宅困難者への対応 .....	-384-
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 .....	-385-
第5章 防災訓練 .....	-387-
第6章 地震防災上必要な教育及び広報 .....	-389-
第7章 津波避難対策緊急事業計画 .....	-391-
第8章 南海トラフ地震防災対策計画 .....	-393-
修正の経過 .....	-395-